

国民健康保険税の保険税軽減範囲および賦課限度額が変わります

① 国民健康保険税賦課限度額

平成26年度

81万円

※本年度の国民健康保険税賦課限度額は最大85万円になります。

※医療費給付分と後期高齢者支援分がそれぞれ1万円、介護納付金分が2万円、賦課限度額が上がります。

平成27年度
85万円

お問い合わせ：財政課税務グループ

② 国民健康保険税の軽減対象世帯が拡大されました

変更前（平成26年）

変更後（平成27年）

5割軽減世帯

基礎控除33万円
+24万5千円
×被保険者数

基礎控除33万円
+26万円
×被保険者数

2割軽減世帯

基礎控除33万円
+45万円
×被保険者数

基礎控除33万円
+47万円
×被保険者数

ご存じですか？

「国民年金基金」

国民年金基金は、自営業の方などの国民年金の第1号被保険者の方がより豊かな老後を過ごすことができるよう、掛金を支払う事で国民年金（老齢基礎年金）に上乗せした年金を受け取る事ができる公的な年金制度です。

○加入要件

- ① 20歳から60歳未満の方
- ② 国民年金保険料を納めている方（農業者年金加入者を除く）

※国民年金保険料を免除申請されている方は加入できません。

○こんなメリットがあります

- ① 掛金は全額所得控除の対象となります。
- ② 自分に合った掛金・プランで始められ、加入後であっても、月々の掛金を増減することもできます。
- ③ 加入時に将来受取れる年金額が分かるので、自分に合わせた年金設計ができます。
- ④ 保証付に加入した方が保証期間内に亡くなった場合、遺族の方に一時金が支給されます。

○お問い合わせ

北海道国民年金基金（☎0120-65-4192）

特設行政相談所の開設

国や公共団体などが行っている仕事やその手続き、サービスについて困っていること、納得できないこと、こうしてほしいなど、住民の皆さんから苦情や意見・要望などをお聞きするため、特設行政相談所を開設いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

- 日程 7月23日(木)
- 時間 13時～15時
- 場所 役場2階研修室
- 主催 行政相談委員 明上廣男



相談は無料で秘密は守られますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。

知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、皆様の申し立てを元に調査を行い、道の機関に是正や改善を求めます。

○申し立ての方法

- ・ 電話もしくは申立書を郵送・FAX・メール
- ※申立書は道庁または振興局に備え付けのリーフレットまたはHP（道総合政策部、道政相談センター等）からダウンロードできます。

○お問い合わせ

- ・ 北海道総合政策部知事室道政相談センター（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目）
- ☎011-204-5523 FAX 011-241-8181
- Email kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
- ・ 各総合振興局（振興局）地域政策部道政相談室

自動車税を納め忘れておりませんか？

自動車税の納期限（6月1日）はすでに過ぎています。納税の確認ができていない方には督促状が送付されますので、納税されていない方は早急な納付をお願いします。放置すると、差し押さえなど滞納処分の対象となります。納税の相談等も承っていますので早急にご連絡ください。お問い合わせ：檜山振興局地域政策部税務課納税係（☎52-6473）または道税ホームページ